

## 士別地区消費生活行政広域化事業協定書

定住自立圏の形成に関する協定に基づき、士別市（以下「甲」という。）、和寒町（以下「乙」という。）、剣淵町（以下「丙」という。）、幌加内町（以下「丁」という。）における士別地区消費生活行政広域化事業（以下「広域化事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

## （事業）

第1条 乙、丙及び丁が行う消費生活行政事業について、甲との協議のうえ定めた広域化事業の内容は次のとおりとする。

- （1）消費生活相談事業
- （2）消費生活行政関連事業の支援と連携

2 前項の事業は、士別市消費生活相談員があたるものとする。

## （負担金）

第2条 乙、丙及び丁は、甲との協議のうえ定めた士別市消費生活相談員の賃金を負担する。

2 負担額は、士別市消費生活相談員賃金総額を、国勢調査人口を基準とし、甲、乙、丙、丁の人口割率で算出する。

## （負担金の請求と支払い）

第3条 甲は、広域化事業に係わる負担金について、乙、丙及び丁に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める広域化事業負担金について、事業終了後、翌月の10日までに乙、丙及び丁に請求するものとする。

3 乙、丙及び丁は、前項により負担金の請求を受けたときは、請求のあった日から20日以内に甲に支払うものとする。

4 甲は、特に必要と認めた場合は前2項の規定にかかわらず納期を変更することができる。

## （事業期間）

第4条 この広域化事業の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

## （連絡会議の設置）

第5条 広域化事業を円滑に実施するため、士別地区消費生活行政広域化事業連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、事業の内容及び負担金額等について協議する。

2 連絡会議は甲、乙、丙、丁をもって構成する。

## （その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙、丁協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年4月1日

(甲) 士別市東6条4丁目1番地  
士別市  
士別市長 牧野 勇 司

(乙) 和寒町字西町120番地  
和寒町  
和寒町長 伊藤 昭 宣

(丙) 剣淵町仲町37番1号  
剣淵町  
剣淵町長 佐々木 智 雄

(丁) 幌加内町仲町字幌加内4699  
幌加内町  
幌加内町長 守田 秀 生

●平成 25 年度分士別地区消費生活行政広域化事業負担金

①相談員賃金 合計：7,606,733 円

<相談員A>

○賃金

- ・基本賃金：11,160 円×21 日×12 カ月=2,812,320 円
- ・超勤手当：平日 11,160 円÷7.75×1.25×40 時間=72,000 円  
休日 11,160 円÷7.75×1.35×20 時間=38,880 円
- ・通勤手当：11.4km×2 回×21 日×25 円×12 カ月=143,640 円
- ・割増賃金：11,160 円×21 日×140/100=328,104 円  
11,160 円×21 日×205/100=480,438 円

計 3,875,382 円

(①H25.4~8：1,615,194 円、②H25.9~H26.3：2,260,188 円)

○共済費 ①：1,615,194 円×0.15068=243,377 円

②：2,260,188 円×0.15245=344,566 円

○合計：3,875,382 円+587,943 円=4,463,325 円

<相談員B>

○賃金

- ・基本賃金：7,950 円×21 日×12 カ月=2,003,400 円
- ・超勤手当：平日 7,950 円÷7.75×1.25×40 時間=51,290 円  
休日 7,950 円÷7.75×1.35×20 時間=27,697 円
- ・通勤手当：7.1km×2 回×21 日×25 円×12 カ月=89,460 円
- ・割増賃金：7,950 円×21 日×140/100=233,730 円  
7,950 円×21 日×205/100=342,248 円

計 2,747,825 円

(①H25.4~8：1,145,249 円、②H25.9~H26.3：1,602,576 円)

○共済費 ①：1,145,249 円×0.14293=163,690 円

②：1,602,576 円×0.1447=231,893 円

○合計：2,747,825 円+395,583 円=3,143,408 円

市町村負担金

区分	国勢調査人口 (人)	人口負担率 (%)	負担金 (千円)
士別市	21,787	70.5	5,363
和寒町	3,832	12.4	943
剣淵町	3,565	11.5	875
幌加内町	1,710	5.6	426
合計	30,894	100.0	7,607

# 士別地区消費生活行政広域化事業連絡会議設置要綱

## (設置目的)

第1条 士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町（以下「1市3町」という。）における士別地区消費生活行政広域化事業（以下「広域化事業」という。）を円滑に実施するため、士別地区消費生活行政広域化事業連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するとともに設置要綱を定めるものとする。

## (構成と運営)

第2条 連絡会議は1市3町とし、消費生活行政担当部局職員と士別市消費生活相談員をもって構成し運営する。

## (協議内容)

第3条 連絡会議で協議する広域化事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活相談事業について
- (2) 消費生活行政関連事業の支援と連携について
- (3) 負担金について
- (4) 広域化事業協定書について
- (5) 連絡会議設置要綱について
- (6) その他必要と思われる事項について

## (会議の運営)

第4条 連絡会議は1市3町が必要と思われたとき開催し、士別市が召集案内をする。

- 2 連絡会議の議長は士別市とする。
- 3 連絡会議の会場は1市3町とする。

## (その他)

第5条 この設置要綱に定めのない事項については、1市3町協議の上決定するものとする。

## 附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する
- 2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する（幌加内町加入）

